

## 「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現 に向けた提案・要望

### 分野別提案・要望

分野4

環境を守り育てる分野

# みどりの再生（身近な緑の保全・創出・活用）

要望先：財務省・国土交通省

県担当課：みどり自然課

平地林などの緑地は、良好な景観の形成をはじめ、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災機能など、多岐にわたる公益的機能を有しており、緑地が果たす役割への期待は、今まで以上に高まりを見せている。

こうした緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。

1

## 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

財務省・国土交通省

平地林などの緑地を保全するため、相続税課税評価の軽減及び納税猶予制度の創設、公有地化に対する財政支援の拡充、公有地化に係る譲渡所得特別控除額の引上げ、並びに相続税として納付された緑地を地方公共団体が保全できる制度の創設を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっており、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために、地方公共団体では公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、地方公共団体が緑地として保全の必要性を認識していても、厳しい財政状況の中で買取りによる対応ができず、公売、開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林について地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し、免除する制度を創設すること。
- ・ 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- ・ 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- ・ 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- ・ 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

# みどりの再生（多様で健全な森林の整備・保全）

要望先：農林水産省・林野庁

県担当課：森づくり課

本県の民有林人工林は木材として利用可能な46年生以上の森林が約8割となる一方、10年生以下の若齢林が極端に少ない「森林の少子高齢化」が進んでいる。

高齢林は若齢林に比べ二酸化炭素の吸収能力が低下するため、地球温暖化防止の観点からも「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を進め、森の若返りを進めていく必要がある。また、人工林の皆伐・再造林を促進し雇用を創出することなどにより、山間地域の活性化を図る必要がある。

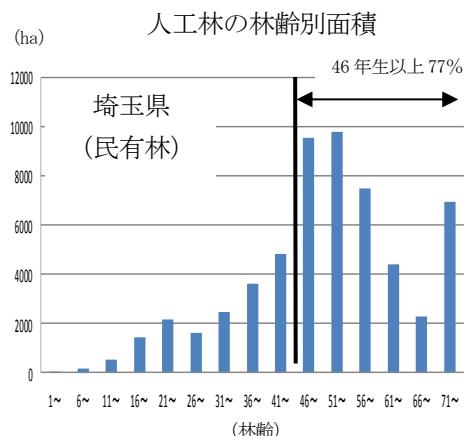
## 1 皆伐に対する財政支援の拡充【新規】

農林水産省・林野庁

「森林の少子高齢化」を解消するとともに山間地域の雇用の創出などを図るために、皆伐に対する財政支援を拡充すること。

### ◆現状・課題

- 戦後の拡大造林期に植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでいない。その結果、本県では46年生以上の森林が77%となるなど、全国的に「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- 皆伐・再造林が促進されれば木材生産が活性化されるだけでなく、雇用の創出、木質バイオマスの利用促進等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- しかし、森林整備における国の主力事業である森林環境保全整備事業においては、再造林や間伐等に対する助成制度はあるものの、皆伐に対する助成制度がないため、皆伐・再造林が進まない状況にある。
- なお、国は平成27年度から農山村漁村地域整備交付金において、スギ林等の伐倒・除去・植栽等に係る助成制度を創設したが、植栽する苗木の種類等に制限があり、本県においては制度の活用が難しい。



1年当りのおおよその炭素吸収量  
(単位: t/ha・年)

	20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典: (独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

### ◆提案・要望の具体的内容

- 森林の循環利用を進めるため、森林環境保全整備事業において皆伐に対する助成制度を創設すること。

# 川の再生

要望先：国土交通省・環境省

県担当課：水環境課・都市計画課

本県は、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するために、川の再生に取り組んでいる。県内的一部の都市河川等については、生活排水の適正な処理による一層の水質改善が必要な状況にある。

## 1 浄化槽の整備事業に対する支援の充実

環境省

生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に係る助成を拡充するなど、浄化槽の整備事業に対する支援の充実を図ること。

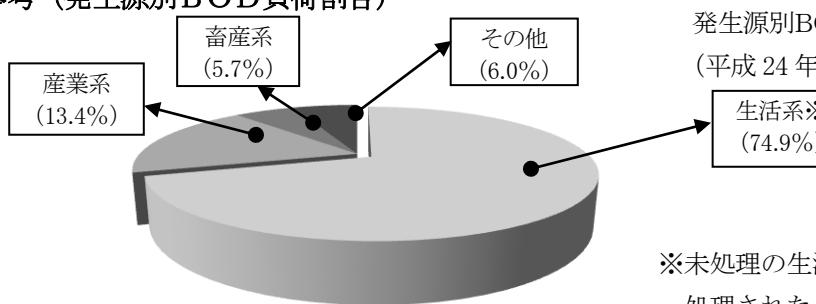
### ◆現状・課題

- 河川の汚濁原因の約7割を生活排水が占めることから、生活排水対策の推進が急務となっている。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、河川への汚濁負荷削減に有効であるが、個人の費用負担が大きいことや水洗化の利便性を既に手に入れていることなどの理由から、なかなか進まない状況にある。
- 平成26年1月、国において汚水処理施設未整備地区の早期概成を柱とする「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定された。
- これにより、今後10年程度で下水道が概成しない地域が浄化槽による処理地域に切り替わり、浄化槽への依存度が一層高まるものと推測される。
- 合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽の整備を行う市町村に対し県が補助金を交付しているが、国庫補助金の交付を事業実施の要件とする市町村も多く、国による財政的支援の更なる充実が必要である。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 汚水処理施設の早期概成に向け、市町村の要望に十分対応できるよう、循環型社会形成推進交付金に必要な財源を確保すること。
- 浄化槽市町村整備推進事業の助成率を1/3から1/2に引き上げること。
- 浄化槽設置に係る公私負担割合の見直しを行うほか、配管工事など付帯工事への補助による個人負担の大幅な軽減を図ること。
- 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の制度の恒久化及び補助対象要件の緩和を図ること。

### ◆参考（発生源別BOD負荷割合）



## 2 下水道の整備に対する財政支援の拡充

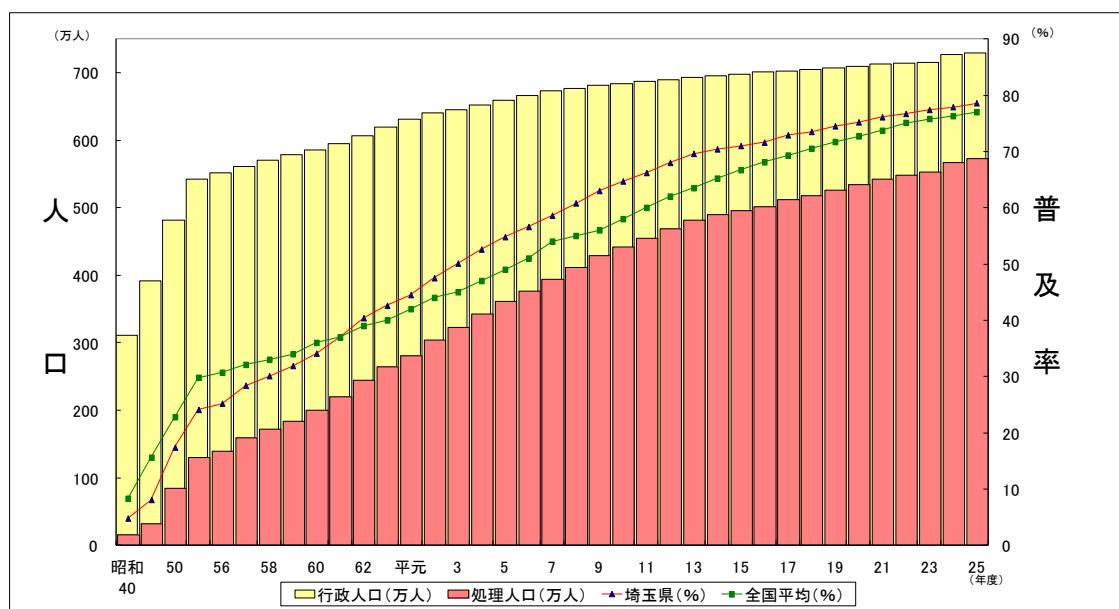
国土交通省

汚水処理の未普及を解消するためには公共下水道の整備促進が重要である。汚水処理の早期概成を進めるため財政力の弱い市町村に対し、主要な管きよの交付対象要件を緩和し財政支援の拡充を図ること。

### ◆現状・課題

- 本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。
- 平成 26 年 1 月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が策定され、今後 10 年程度を目途に汚水処理の概成を目指したアクションプランの策定が必要となった。

### ○下水道普及率の推移



年度(末)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
埼玉県 (%)	71.0	71.6	72.9	73.5	74.5	75.2	76.1	76.7	77.4	77.9	78.6
全国平均 (%)	66.7	68.1	69.3	70.5	71.7	72.7	73.7	75.1	75.8	76.3	77.0
全国順位(位)	9	9	9	10	12	12	12	11	12	13	13

### ○普及率の低い市町村

美里町：5.5% 神川町：12.9% 上里町：13.0% 寄居町 22.2% 吉見町：23.4%

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 汚水処理の早期概成を進めるためには財政力の弱い市町村に対して主要な管きよの交付対象の要件を緩和し、財政支援の拡充を図ること。

### 3 下水道を接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充

国土交通省

下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要である。接続率の向上を図るために生活保護世帯等に市町村が行っている助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

#### ◆現状・課題

- ・ 生活保護世帯への水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- ・ また、社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置付けられれば、交付できるとされている。
- ・ 既に下水道の整備が完了している地域の生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 社会資本総合整備計画では下水道整備が完了している箇所の位置付けが困難であるため、新たに生活弱者に対する財政支援制度を創設すること。

# 環境に配慮した産業社会の構築

要望先：経済産業省・資源エネルギー庁・環境省

県担当課：温暖化対策課

国の地球温暖化対策計画は、都道府県及び市町村が地方公共団体実行計画を策定する際に即すべきものであるが、エネルギー믹스が未決定であり、確定的な温室効果ガス削減目標が設定できることから未だ策定されていない。

また、本県全体の温室効果ガス排出量の約5割は産業活動に伴って排出されており、地球環境問題に対応して持続可能な発展を遂げるためには、県内事業者が積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことのできる仕組みづくりを進めていく必要がある。

## 1 エネルギーミックス及び地球温暖化対策計画の策定

経済産業省・資源エネルギー庁・環境省

再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーを一層推進するとともに、これらを踏まえたエネルギーのベストミックスを早期に決定すること。

また、地方の温暖化対策の取組を加速させるため、暫定目標に代わる確定的な温室効果ガス削減目標を早期に決定し、新たな地球温暖化対策計画の策定等を行うこと。

平成28年度からの電力自由化に適切に対応できるよう、地方公共団体の区域内における電力事業者別の電気使用量を容易に把握できる制度を創設すること。

### ◆現状・課題

- ・ 国はCOP16におけるカンクン合意を踏まえ、2020年度における温室効果ガス排出量を2005年度比で3.8%削減する暫定的な目標を設定し、平成25年11月に国連気候変動枠条約事務局に登録した。
- ・ その後エネルギー需給見通し小委員会において政府案が示され、当該エネルギー믹스を踏まえた温室効果ガス削減目標についても、平成27年4月30日に開催された中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合において政府案が示された。
- ・ しかし、京都議定書の第一約束期間の目標を達成するために策定された、国の京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画は未だに策定されていない。
- ・ 国は地球温暖化の流れに未だ歯止めがかかっていない現状を踏まえ、早急に実効性のある施策を柱とする地球温暖化対策計画を策定する必要がある。
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は国の地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画を策定するものとしており、地方の取組を加速させるためにも早急な策定が必要である。
- ・ また、地方における温暖化対策の推進に当たっては、区域内における電気使用量の把握が不可欠であるが、各電気事業者に販売電力量を照会しても、回答は任意となっている。

- 特に近年は、特定規模電気事業者（P P S）については、事業者数が 600 超と急増する中、供給区域などが明らかにされていないことも多く、地方公共団体がその実態を把握することは困難である。
- 平成 28 年からは電気の小売業への参入の全面自由化が予定されていることから、地方公共団体が P P S を含めた全ての電気事業者から区域内の電気使用量を簡便に把握できる制度が必要である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの拡大と省エネルギーを一層推進とともに、これらの状況を踏まえたエネルギーのベストミックスを早期に決定すること。
- 2020 年度における温室効果ガス排出量を 2005 年度比で 3.8% 削減する暫定目標に代わる確定的な削減目標を早期に決定し、これを踏まえた新たな地球温暖化対策計画を策定すること。
- 地方公共団体が区域内における電気事業者別の電気使用量を容易に把握できる制度を創設すること。

## 2 排出量取引制度の早期導入

経済産業省・環境省

キャップ＆トレード方式の排出量取引制度については、地方公共団体が既に実施している制度との整合性に配慮して制度設計を行い、早期導入を図ること。また、導入に当たっては、温室効果ガス削減の実効性の高い制度とともに、大企業はもとより、中小企業の地球温暖化対策がより促進されるような制度とすること。

#### ◆現状・課題

- 排出量取引の国内統合市場の試行的実施が平成 20 年 10 月から開始されているが、参加者が自主的に削減目標を設定する削減義務のない制度であり、実効性に乏しい。
- 国内排出量取引制度の創設などの基本的施策を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案については、平成 22 年 10 月に国会提出され審議されていたが、平成 24 年 11 月に衆議院の解散に伴い廃案となった。
- 東京都は総量削減義務と排出量取引制度を平成 22 年度から、本県は罰則を設けない目標設定型排出量取引制度を平成 23 年度から開始し、連携して取組を進めており、産業・業務部門の二酸化炭素削減に効果をあげている。
- 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進める事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- 国内排出量取引制度を法制化し、早期導入を図ること。
- 導入に当たっては、二酸化炭素排出量の削減に有効なキャップ＆トレード方式の排出量取引制度とし、本県や東京都の制度との整合性に配慮するとともに、大企業はもとより、中小企業の地球温暖化対策がより促進されるような制度とすること。

# 低炭素な暮らしとまちづくりの推進

要望先：経済産業省・資源エネルギー庁  
国土交通省・環境省

県担当課：温暖化対策課・都市計画課

東日本大震災による原発事故以降、火力発電の割合が増加し、温室効果ガス排出量が増加している。

家庭部門のCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、住宅の断熱性を向上し、太陽光発電をはじめ再生可能エネルギーの導入とエネルギー効率の向上を図っていくことが必要である。

## 1 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充

経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

住宅の断熱化及び省エネ設備導入に向けた支援施策を一層拡充すること。

また、都市機能の集約化やエネルギーの面的利用に取り組む市町村への支援を一層拡充すること。

### ◆現状・課題

- 政府は、エネルギー基本計画や日本再興戦略において、新築住宅に係る断熱性能などの省エネ基準への適合を平成32年までに義務化する方針を示している。
- 低炭素認定住宅への税制上の支援制度は、新築住宅のみが対象であるため、既築住宅に係る断熱化や省エネ化へのインセンティブが十分でない。
- 再生可能エネルギーのうち、太陽光発電設備の導入は本格普及段階に入ったが、太陽熱や地中熱利用設備の住宅への導入が進んでいない。
- 都市機能の集約化やエネルギーの面的利用等に向けた市町村の取組を促進するため、平成24年に「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称エコまち法）」が施行されたが、県内では現在、実施市町村が1市のみである。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 住宅総数の大半を占める既築住宅の断熱化を促進するため、省エネ基準適合化に向けた努力目標水準を明示すること。
- 低炭素認定住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えるとともに、省エネリフォームへの助成や税制上の支援を一層拡充すること。
- 住宅の消費エネルギーの2／3を占める熱利用の低炭素化を進めるため、太陽熱利用設備に対する助成を拡充するとともに、地中熱利用設備に対する助成など新たな支援策を講じること。
- エコまち法に基づく市町村の取組を促進するため、事業実施のインセンティブが働くよう財政的な支援制度を充実させること。

# 公害のない安全な地域環境の保全

要望先：文部科学省・環境省  
資源エネルギー庁・原子力規制庁

県担当課：環境政策課・大気環境課  
企業局総務課・下水道管理課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対する県民の不安は未だ十分に払拭されていない。また、空中を浮遊する微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）による県民の健康への影響が懸念されている。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

## 1 放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進

環境省・原子力規制庁

放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除却した土壌について、安全性の確保を前提に適切な処理が進むよう、国において処理基準を明確に定めること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（下水汚泥焼却灰など）のうち、汚染レベルが低く人体に影響を与える影響等がないものについては、安全性の確保を前提に的確な再利用等が進むよう基準を見直すこと。

### ◆現状・課題

- 放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域では、放射性物質に汚染された除去土壌を学校、公園等で仮保管している。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに基づき同様の措置を実施している。このため、仮保管場所周辺を日々利用する子供や高齢者などの安全や健康への不安が高まるなど、早急な除却土壌の処理が求められている。
- 放射性物質に汚染された下水汚泥の焼却灰などの廃棄物を再利用するには、国が定めるクリアランスレベル（例えば脱水汚泥等の再利用には 100Bq/kg）を下回る必要がある。しかし、設定されている水準が高いため人体への影響がほとんどない廃棄物についても再利用が進んでいない。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 除去土壌の仮保管状態を早急に解消するため、処理基準を早期に定めること。また、安全性が確認できない除去土壌を処分する施設を、国の責任において早急に設置すること。
- 放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg 以下の汚染レベルの低い廃棄物については、再利用等の円滑な処理が進むようクリアランスレベルなどの安全性に関する基準を見直すこと。

## 2

# 福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の範囲拡大

文部科学省・原子力規制庁・資源エネルギー庁

福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が被った放射線対策費について、東京電力株式会社による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って指導及び支援すること。

### ◆現状・課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染に対して、地方公共団体は空間放射線量・食品・飲料水等の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- こうした対策は原発事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成25年分までの費用として東京電力に約41億円の損害賠償請求を行い、平成27年5月現在、約28億円を回収している。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 国は、事故と相当程度の因果関係が認められる地方公共団体の損害について、東京電力株式会社による賠償が確実に実施されるよう指導及び支援すること。

## 3

# 光化学オキシダント対策の推進

環境省

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し、新たな規制等も含め効果的な対策について早急に提示すること。

### ◆現状・課題

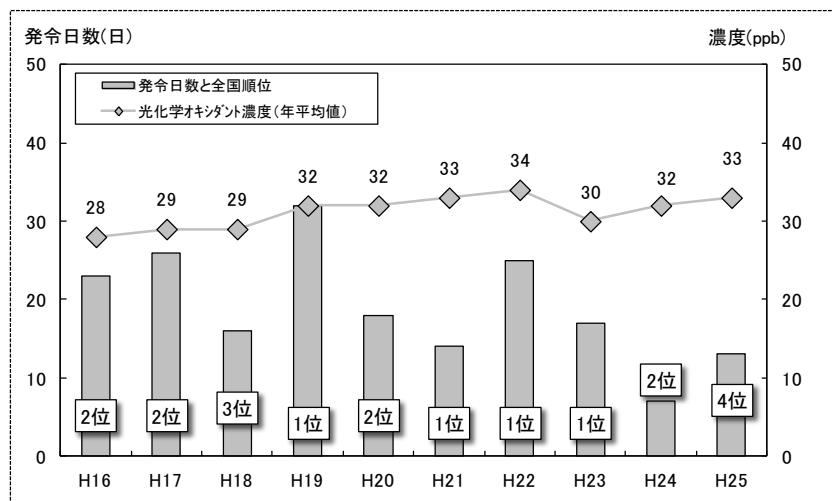
- 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにもかかわらず、全国的に環境基準達成率は低く、本県の環境基準達成率も長年0%である。また、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は、毎年全国上位である。さらに、近年、光化学オキシダント濃度は、漸増傾向にある。そのため、今後原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- 2020年に開催される東京オリンピックでは、本県も3つの競技が開催されることから、競技の円滑な実施のため、また選手及び運営関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッグ注意報が発令されないようにする必要がある。
- 平成24年度のVOC排出量が業種別で第1位の燃料小売業については、排出量の削減が進んでいない。燃料小売業からのVOC排出量のうち多くを占めているのは、自動車への給油時に大気中に放出されるガソリンベーパーであり、ガソリンベーパーの大気放出量を抑制する必要がある。そのためには、ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置することや、給油時のみならず走行時や駐車時にもガソリンベーパーを回収し、燃料として再利用するための大型回収装置を装着した自動車（ORV車）を導入することが有効である。

### ◆提案・要望の具体的内容

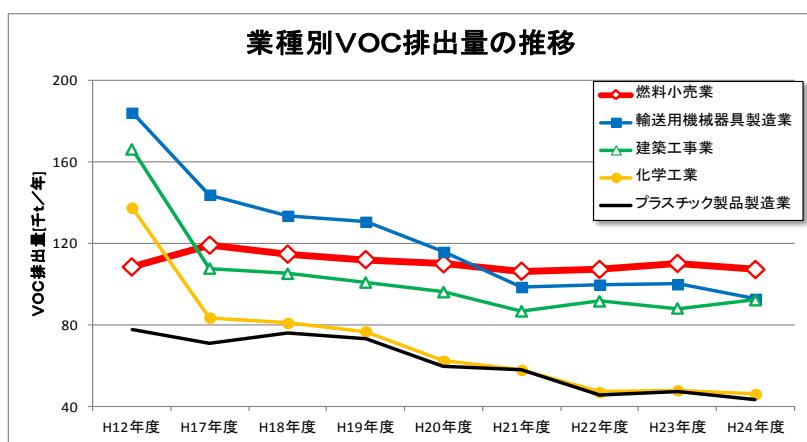
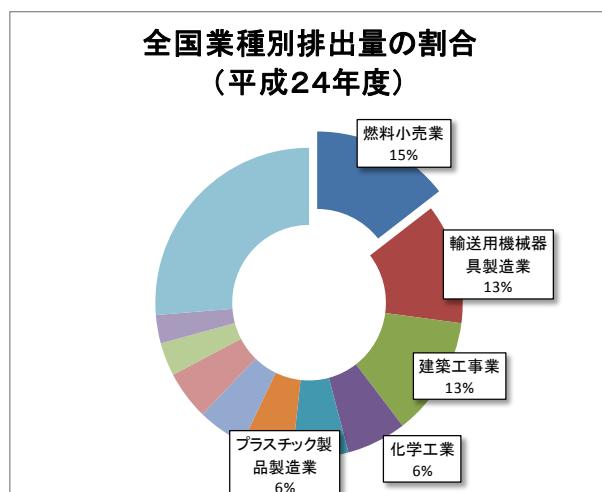
- VOCの削減指導を更に効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策を提示すること。
- ORVR車の早期導入の義務付けなど、ガソリンベーパーに起因するVOC排出量を削減するための施策を実施すること。

### ◆参考

埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度



全国業種別排出量の割合及び業種別VOC排出量の推移



## 4 微小粒子状物質（PM2.5）に係る取組の強化

環境省

PM2.5については、中国の大気汚染に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。そのため、原因物質の排出状況や大気中の生成機構を把握して効果的な対策を検討するとともに、健康影響に関する情報を広く収集し、広く国民に提供すること。

### ◆現状・課題

- 本県では、平成23年度から常時監視測定結果について環境基準の評価を実施しているが、その達成率は、平成23年度は0%、平成24年度は50%、平成25年度は12%であった。
- PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構が十分に把握されていない状況にある。このため、PM2.5対策の実施に向けた検討が必要である。
- PM2.5が高濃度となる場合は、国内の発生源から排出されるもののか、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していると思われる。
- 健康影響を懸念する報道が行われ、それにより県民から健康影響に関する問合せが寄せられているが、健康影響に関する情報が少なく、回答が困難である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策を検討し、関係者へ提示すること。
- PM2.5の健康影響に関する知見は十分とは言えないため、国として広く情報を収集し、速やかに関係機関に提供すること。
- PM2.5に係る注意喚起をより確実に行えるようPM2.5の予測手法を早急に確立するとともに、高濃度のPM2.5は広域で発生することから花粉情報と同様に国としてPM2.5高濃度予測情報の公表体制を確立すること。
- PM2.5自動測定機については、1時間値データについても国民の关心が高まっているため、自動測定機の等価性評価では1時間値についても評価を行い、精度の確保に努めること。
- 注意喚起が必要な高濃度となる場合は、国内の発生源によるもののかに、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していることが考えられるため、高濃度の原因となっている関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう、引き続き働きかけること。

## 5 大気中の石綿濃度に係る評価基準等の設定

環境省

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

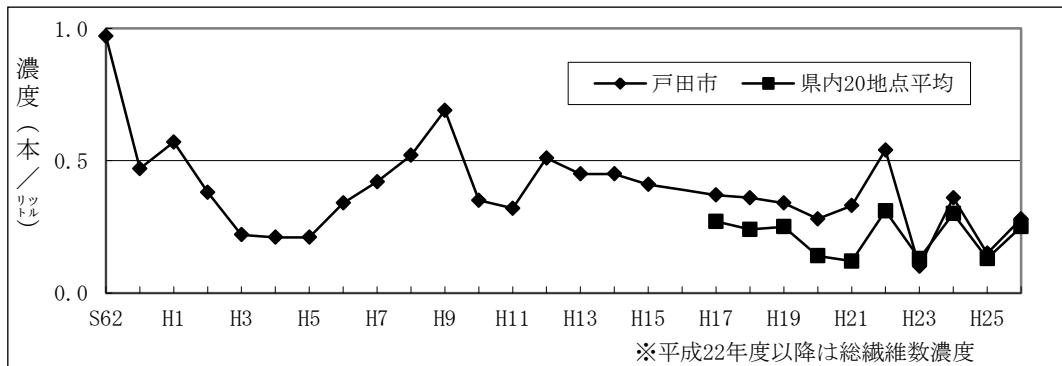
### ◆現状・課題

- 本県では、現在、一般環境及び建築物等解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準を参考にしている状況である。
- また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」（※2）以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準が設定されていないため、実効性のある指導ができない。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 「特定建築材料」：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

### ○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



### ○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
23	248	278
24	216	310
25	189	273

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 一般環境及び建築物等解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。
- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

# 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

要望先：経済産業省・国土交通省・環境省

県担当課：産業廃棄物指導課・資源循環推進課  
水道管理課・下水道管理課

資源循環型社会の構築にあたり、再生利用よりも優先されるべき廃棄物の発生抑制、再使用を促進する制度が不十分である。さらに、一般廃棄物や産業廃棄物の放置事例が多数発生しており、不法投棄を未然に防止する仕組みや、放置された廃棄物をよりスムーズに撤去できる仕組みを整えていく必要がある。

また、浄水場や下水処理場で排出される浄水場発生土や下水汚泥焼却灰も廃棄物であるが、これらには、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が含まれているため、処分や再利用が進まない状況である。処分や再利用を進めるための実効性のある方策が急務となっている。

## 1 放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の処分、 再利用の推進

国土交通省・環境省

浄水場や下水処理場で排出される放射性物質を含む浄水場発生土や下水汚泥焼却灰について、放射性物質汚染対処特措法<sup>(\*)1</sup>、廃掃法<sup>(\*)2</sup>及び考え方<sup>(\*)3</sup>に沿った処分・再利用が現実的に進んでいない実態を踏まえ、国が主体となり管理型処分場を斡旋する等、処理が進められる方策をとること。また、住民の放射線に対する不安を取り除くよう、安全性を説明し、理解を得ること。

考え方に基づき、検出される放射性セシウムの濃度によっては、セメント等への再利用が可能となっているが、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの再利用は困難な状況であるため、安全性について国民に広く周知を図ること。

さらに、放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水場発生土、下水汚泥焼却灰等の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

(\*)1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(\*)2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(\*)3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

### ◆現状・課題

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されている。
- ・ 考え方により、放射性物質が検出された浄水場発生土、下水処理場等から発生する下水汚泥等の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下である浄水場発生土や下水汚泥等の処分については、廃掃法に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成 25 年 3 月 13 日厚生労働省健康局長通知により、浄水場発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、管理型処分場への埋立処分やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ しかしながら、これらに沿った処分・再利用は、受入可能な施設がないなど現実的には進んでいない。そのため、浄水場及び下水処理場では上下水処理等副次産物の保管を余儀なくされている。

【本県の放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の保管状況】(H27.3月末現在)

浄水場における放射性物質を含む浄水場発生土	58,400 トン
水循環センターにおける放射性物質を含む下水汚泥焼却灰	4,626 トン

- ・ 放射性物質汚染対処特措法等の施行により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 超のものについては、指定廃棄物として指定されることにより、国の責任で処分等がされることになっている。
- ・ 同法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）においては、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が発生した都道府県内において行なうことが求められており、県内に受入可能な管理型処分場がない本県においては、現実的な処理が進んでいない。
- ・ 国民の下水汚泥焼却灰を活用したセメントに対する安全性の懸念から従前どおりの再利用は困難な状況にある。

## 2 廃棄物の発生抑制・再使用の促進

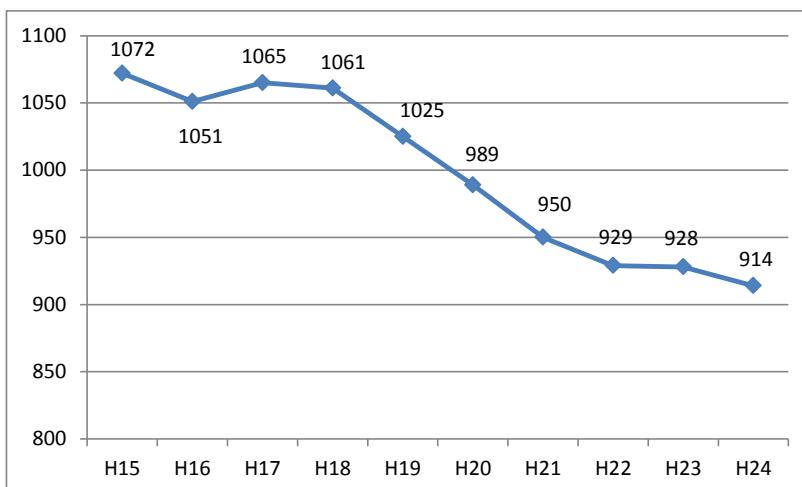
経済産業省・環境省

循環型社会形成推進基本法においてリサイクル（再生利用）よりも優先される2R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用）を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。また、再使用することができるリターナブル容器の普及促進を図ること。

### ◆現状・課題

- リデュースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成18年度から減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。

○埼玉県の1人1日あたりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）



- 平成25年5月31日に閣議決定された「第三次循環型社会形成基本計画」において、取り組むべき課題の1番目に「2R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用）の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられている。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- 製造事業者や小売事業者によるリデュース（環境配慮設計、原材料の省資源化、軽量化等）の取組を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。
- 市町村や企業によるリターナブル容器の回収システムの構築やモデル事業に対し財政的支援を行うなど、リターナブル容器の普及促進を図ること。また、飲料用容器について全国的なデポジット制度の導入を検討すること。

### 3 循環型社会形成推進交付金の財源確保

環境省

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）について、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）からの要望額を満足させる財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

- 平成当初にダイオキシン類対策のために整備した施設が多数ある。焼却施設の耐用年数は20年程度とされ、基幹改良工事等により10年程度の延命を図るのが限度である。
- 本県内では、当初の稼働から20年を超える焼却施設が35施設あり、内16施設は30年を超えて稼働している状況である。
- 廃棄物処理施設等の整備を行うに当たり、市町村等は事業費の一定割合について、国から交付金の交付を受けている。
- 施設整備の事業費は数億円以上の規模となることが一般的であり、市町村等にとっては大きな財政負担となっているため、要望額どおりの交付が必要である。
- しかしながら、平成27年度の交付金に係る内示額は、市町村等の要望額に対して不足が生じている。また、平成28年度以降においても廃棄物処理施設の更新を迎える市町村等が多く、要望額が増大することが見込まれている。

#### ◆提案・要望の具体的な内容

- 交付金の不足によって、施設整備計画の遅延が発生したり、事業が中止となるおそれもあることから、適正な財源を確保すること。
- また、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については交付率1/2という方針が示されているが、高効率エネルギー利用施設の1/2交付対象範囲を拡大すること。

### 4 原状回復基金の増額及び対象の拡大

環境省

不適正処理事案の是正を推進するため基金を増額すること。また、廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、基金による支援の対象とすること。

#### ◆現状・課題

- 原因者が行方不明または資力不足等により、廃棄物が放置されている事案が多い。
- このため、やむを得ず撤去等の回復に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

#### ◆提案・要望の具体的な内容

- 原状回復等廃棄物の適正処理を推進するため、原状回復基金の増額及び対象の拡大を行うこと。

#### ◆参考（原状回復基金の概要）

- 支援対象は、平成10年6月17日（基金制度の発足）以降に発生したもので、行政代執行が実施された事案。
- 支援する資金の範囲は、支障除去費用の7/10以内で、最小額200万円以上
- 平成25年度末残高 約20.4億円

- ・ 最近の実績  
平成 19 年度 3 件、平成 20 年度 2 件、平成 21 年度 3 件、平成 22 年度 2 件、  
平成 23 年度 2 件、平成 24 年度 5 件、平成 25 年度 7 件
- ・ 本県の実績（支援を受けた実績）  
平成 15~16 年度 スタンドサービス(株) 129,025,000 円 (廃油)  
平成 18 年度 ニコ一(株) 8,985,000 円 (硫酸ピッヂ)

## 5 原状回復のための新たな資金確保制度の創設

環境省

行為者が行方不明や資金不足となった場合に備えて、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

### ◆現状・課題

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ しかし、不適正処理を行う処理業者は経営基盤が脆弱で、倒産や資力不足のため廃棄物が放置される事案が多い。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

### ◆参考（宅建業者の現状）

- ・ 営業保証金 本店 1,000 万円 従たる営業所 500 万円（直接供託の場合）
- ・ 保証協会へ加入の場合 本店 60 万円 従たる営業所 30 万円  
(協会が会員に代わって本店 1,000 万円・従たる営業所 500 万円まで弁済保証する。)

## 6 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

環境省

産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう、廃棄物処理法を改正すること。

### ◆現状・課題

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置に当たって、許可基準として立地を規制する明確な法令の定めがなく、水源地等に近接していても、許可要件に合致した場合には裁量の余地なく許可せざるを得ない。

### ◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、廃棄物処理法を改正し、産業廃棄物処理施設のこれらの地域に近接した場所への立地を規制する許可基準を創設すること。

土砂の排出、たい積に関する不適正な事例に対して必要な規制を行うことができるよう総合的な法制度を整備すること。

◆現状・課題

- ・ 宅地造成等規制法等の既存法令は、土砂そのものに関する法令ではない。このため、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が見受けられる。
- ・ 本県では、平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、土砂の排出から規制を行っているが、県域を越え広域的に土砂が流通していることから、受入側の本県の対応のみでは限界がある。

◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 土砂の排出、たい積に関して必要な規制を行う法制度を創設すること。

石綿含有廃棄物の再生碎石への混入を防止するため、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること及び大気汚染防止法を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 敷設された再生碎石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破碎施設に搬入される実態がある。
- ・ 破碎施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生碎石の信頼性を確保することが急務である。

◆提案・要望の具体的な内容

○石綿含有建材の混入を防止するため、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等が徹底されるような抜本的な法制度の整備

- ・ 石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では限界があることから、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること。

○大気汚染防止法の改正

- ・ 吹付け石綿等の飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事については届出が義務付けられているが、非飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事についても、届出を義務付けること。